

令和3年度から適用される

個人住民税の主な改正点

I. 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。

給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が1,000万円から850万円に、その上限額が220万円から195万円にそれぞれ引き下げられました。

(2) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。

公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額は195万5千円が上限とされます。

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が見直し後の控除額から引き下げられます。

(3) 基礎控除の見直し

基礎控除額が33万円から43万円に10万円引き上げられました。

合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者についてはその合計所得金額に応じて控除額が遡減し、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除の適用はしないこととされました。

(4) 所得金額調整控除の創設

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合には1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・年齢が23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

② 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得(10万円を限度)及び公的年金等に係

る雑所得（10万円を限度）の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

II. 寡婦(寡夫)控除の見直し

(1) ひとり親控除の創設

未婚のひとり親に対して、「ひとり親控除」30万円を総所得金額から控除することとなりました。また、前年の合計所得金額が135万円以下の納税義務者については、個人住民税が非課税になります。「未婚のひとり親」とは、以下の要件を全て満たす対象者のことをいいます。

- ・ 単身者である（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」等の記載がない方）
- ・ 生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する
- ・ 合計所得金額が500万円以下である

(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し

「未婚のひとり親」以外の寡婦については、引き続き「寡婦控除」を適用しますが、所得制限（合計所得金額500万円以下）を設けることとなりました。

※現行の「特別寡婦控除」と「寡夫控除」は廃止となります。